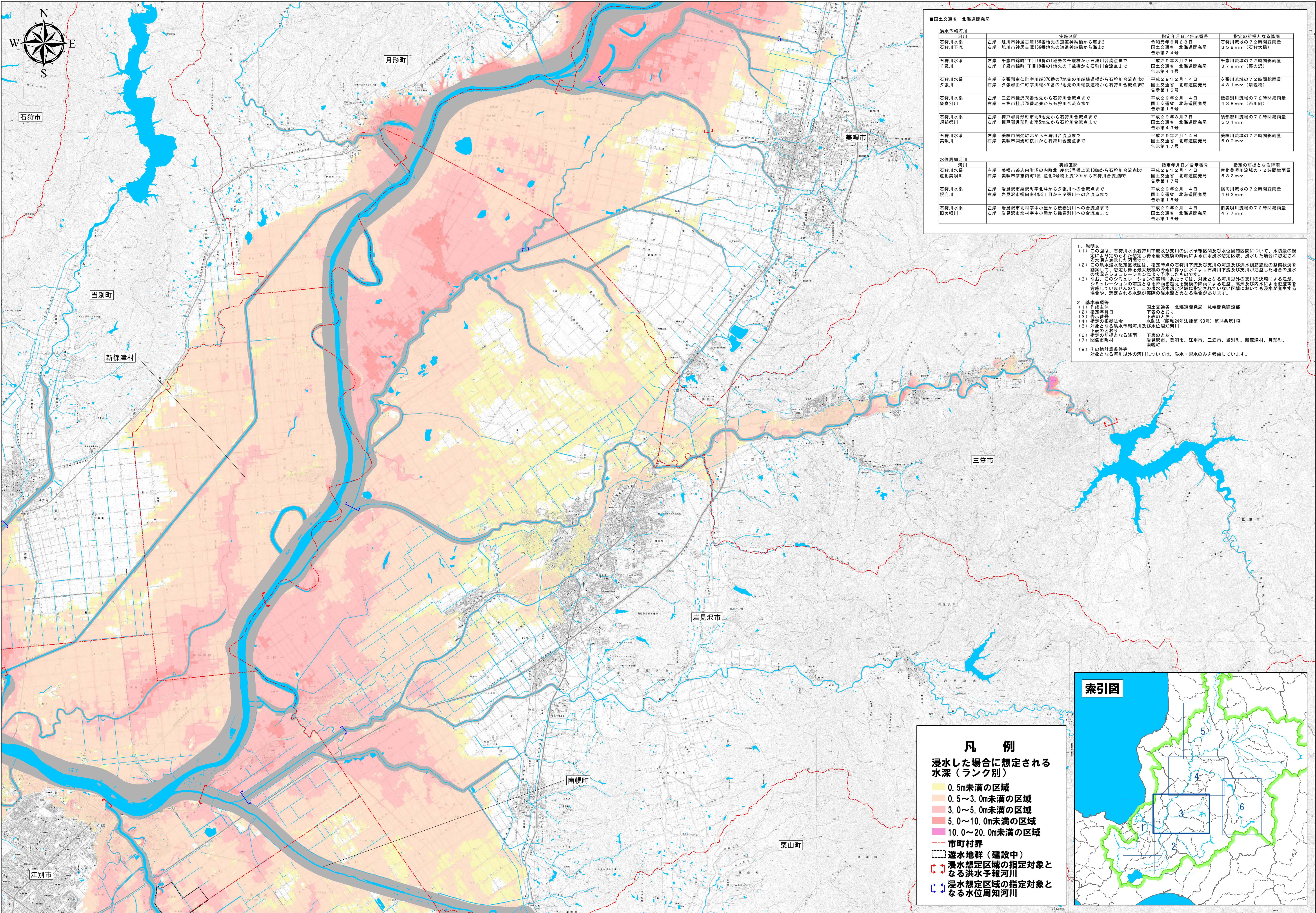


石狩川水系石狩川下流（本川・支川重ね図）洪水浸水想定区域図（想定最大規模） No3



■国土交通省 北海道開発局				
洪水予報河川				
実施期間				
石狩川水系 石狩川下流	左岸：旭川市神居古潭166番地先の道道神橋から海まで 右岸：旭川市神居古潭166番地先の道道神橋から海まで	令和元年6月28日 国土交通省 北海道開発局 告示第24号	指定年月日／告示番号 平成29年2月28日 国土交通省 北海道開発局 告示第24号	指定の前提となる降雨 石狩川流域の72時間総雨量 35.8mm（石狩大橋）
石狩川水系 千歳川	左岸：千歳市錦町1丁目19番の1地先の千歳橋から石狩川合流点まで 右岸：千歳市錦町1丁目19番の1地先の千歳橋から石狩川合流点まで	平成29年3月7日 国土交通省 北海道開発局 告示第44号	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第15号	千歳川流域の72時間総雨量 37.9mm（夏の沢）
石狩川水系 夕張川	左岸：夕張郡由仁町字川端87番の7地先の川端鉄道橋から石狩川合流点まで 右岸：夕張郡由仁町字川端87番の7地先の川端鉄道橋から石狩川合流点まで	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第15号	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第15号	夕張川流域の72時間総雨量 43.1mm（清観橋）
石狩川水系 機春別川	左岸：三笠市桂沢78番地先から石狩川合流点まで 右岸：三笠市桂沢78番地先から石狩川合流点まで	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第16号	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第16号	機春別川流域の72時間総雨量 43.8mm（西川向）
石狩川水系 須部別川	左岸：樺戸郡月形町市北5地先から石狩川合流点まで 右岸：樺戸郡月形町市南5地先から石狩川合流点まで	平成29年3月7日 国土交通省 北海道開発局 告示第43号	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第17号	須部別川流域の72時間総雨量 53.1mm
石狩川水系 美唄川	左岸：美唄市開発町北から石狩川合流点まで 右岸：美唄市開発町桜井から石狩川合流点まで	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第17号	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第17号	美唄川流域の72時間総雨量 50.9mm
水位周知河川				
実施期間				
石狩川水系 産化美唄川	左岸：美唄市茶志内町沼の内町北 産化3号橋上流180mから石狩川合流点まで 右岸：美唄市茶志内町1区 産化3号橋上流180mから石狩川合流点まで	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第17号	指定年月日／告示番号 平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第17号	指定の前提となる降雨 産化美唄川流域の72時間総雨量 53.2mm
石狩川水系 横内川	左岸：岩見沢市栗沢町字北斗から夕張川への合流点まで 右岸：岩見沢市横内南4条3丁目から夕張川への合流点まで	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第15号	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第15号	横内川流域の72時間総雨量 46.2mm
石狩川水系 旧美唄川	左岸：岩見沢市北村字中小屋から機春別川への合流点まで 右岸：岩見沢市北村字中小屋から機春別川への合流点まで	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第16号	平成29年2月14日 国土交通省 北海道開発局 告示第16号	旧美唄川流域の72時間総雨量 47.7mm

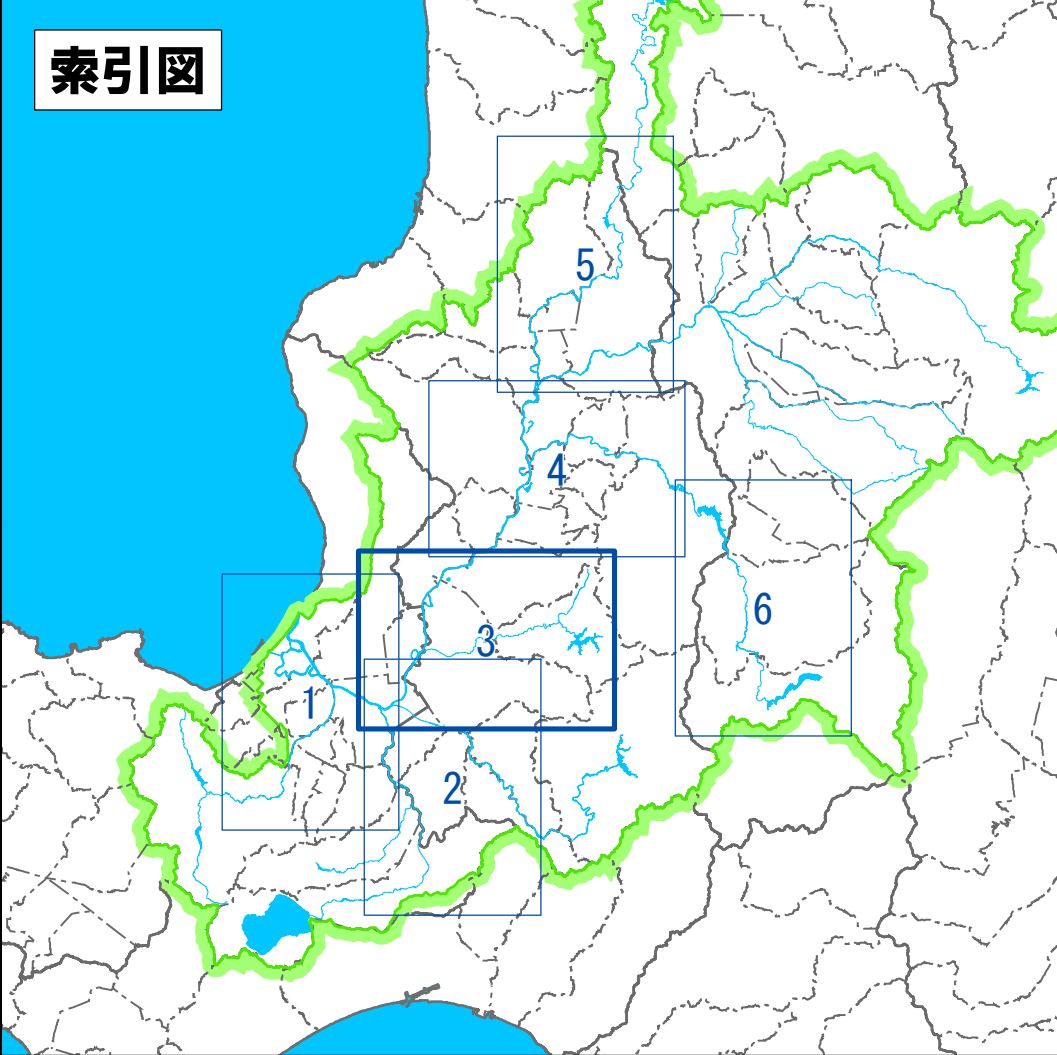
1. 説明文
(1) この図は、石狩川水系石狩川下流及び支川の洪水予報区域及び水位周知区域について、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の石狩川下流及び支川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により石狩川下流及び支川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象となる河川以外の支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等
(1) 作成主体 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
(2) 指定年月日 下表のとおり
(3) 告示番号 下表のとおり
(4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
(5) 対象となる洪水予報河川及び水位周知河川 下表のとおり
(6) 指定の前提となる降雨 下表のとおり
(7) 関係市町村 岩見沢市、美唄市、三笠市、江別市、当別町、新篠津村、月形町、南幌町
(8) その他計算条件等 対象となる河川以外の河川については、溢水・越水のみを考慮しています。

凡 例

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域
- 10.0～20.0m未満の区域
- 市町村界
- 遊水地群（建設中）
- 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川
- 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平28情模、第662号）」